

事 務 連 絡

平成 28 年 12 月 12 日

各 正 会 員
事 務 局 長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
専務理事 森 谷 賢

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則及び
労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（周知依頼）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く
御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、厚生労働省労働基準局より当連合会に対し、別紙
のとおり周知依頼がございました。

平成 29 年 1 月施行の労働安全衛生法施行令等の改正により、オルトートルイジ
ンを特定化学物質（第 2 類物質）に位置付け、当該物質を製造作業環境測定の実施、
発散抑制措置、特殊健康診断の実施等を義務付けることとしております。また、経
皮吸収によって健康影響を及ぼす可能性が高いとされている物質については、洗浄
設備及び保護衣等に関する措置を規定しております。

つきましては、貴職におかれましても、貴協会会員に対し周知いただく等、格段
のご配慮、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。